

## 仕様書

### 1 業務名

保育園等給食関係職員等の検便業務（単価契約）

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 実施施設

基町保育園ほか84施設及び幼保企画課（別紙1のとおり）

### 4 業務内容

(1) 保育園等給食等における経口感染及び食中毒発生を防止し、集団生活の安全を図るために、腸内細菌（赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157）の検出を行う。

(2) 検便対象者は、給食調理員、給食業務補助者（園長、総括の主任保育士、事務員等）、0歳児担当保育士及び幼保企画課職員とする（いずれも会計年度任用職員を含む。）。  
なお、受検者は、園長または幼保企画課職員が指示する。

(3) 検便の実施回数は、下記のとおり年間16回とする。

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	16

(4) 検体は、受注者が各保育園等を巡回して収集する。ただし、似島保育園は、最寄りの保育園で収集（配布）を行う。

なお、収集日に未提出者があった場合は該当保育園等から後日提出することとする。いずれの場合も、受託者は検体収集後速やかに検査を実施すること。

また、陽性者があった場合には、ただちに該当園長及び幼保企画課給食担当に連絡をとること。

(5) 採便容器は、収集日10日前からの採取が可能な保存液入り採便容器を使用すること。

(6) 4月分の採便容器は、4月検体回収日の収集に間に合うように、また、5月分以降については、検体回収時に翌月分の採便容器を配付する。

### 5 検体回収日程

別紙2のとおり。変更が必要な場合は、事前に幼保企画課と協議すること。

### 6 予定検体数

19,787検体

### 7 報告等

検査結果は毎月、完了届（別紙3）及び業務実績報告書（別紙4）により速やかに幼保企画課に報告すること。

ただし、4月分については、上記の報告とは別に、結果が判明次第、電話又はFAXにより各園長に至急報告すること。